

会社員や年金生活者らの間で、税理士に相続税の申告など相続手続きを依頼する人が目立ってきた。従来、税理士に相続の仕事を頼むのは富裕層が大半だったが、今年からの相続増税で中流層にも相続税の申告が必要なが増えたからだ。ただ税理士が全て相続税に精通しているわけではなく、不動産の相続に伴う登記(相続登記)などできない業務もある。頼りになる税理士を選ぶ方法を探った。

「税理士とは縁がなかった。一時は本当に困った。東京都内に住む市川一枝さんは話す。2月、同居中の父親が80歳で死亡。前日まで元気だったので母親ともども大慌てした。「相続税など考えたこともなかった」が葬儀の後、叔父の大場正男さんが言った。「今年から相続増税。もしかしてかかるのでは」

◇ ◇

確かに父親所有の自宅の土地は約50坪。死亡保険金や預貯金も数千万円あった。相続税は相続財産額が基礎控除(非課税枠)を上回る申告が必要だ。基礎控除は今年からの増税で「3000万円+600万円×法定相続人数」と昨年までより40%も縮小。市川さんの場合、相続は母親と市川さんの2人なので基礎控除は4200万円。相続財産額が基礎控除を上回

るのは確実だった。

市川さんは突如、相続手続きの渦に巻き込まれた。相続税の申告・納税期限は相続開始からわずか10カ月。遺産分割の仕方も決め、それに従って遺産の名義変更の手続きもしなければならない。「何か始めたいのか」。市川さんは区役所に相談に行った。しかし不動産の相続に伴う登記(相続登記)は登記所(法務局)の管轄。相続税の申告先は

遺産分割協議書の作成支援や遺産の名義変更、相続税の申告まで相続業務のほぼ全てを相続財産額などに応じて50万円から引き受けるという。「膨大な手間と時間を考えると一カ所ぞ済むのは魅力」と叔父の勧めもあり頼むことにした。市川さんのようなケースは都市部を中心に全国で相次いでいる。基礎控除の大幅縮小で課税対象者は年間死者(2013年は約127万人)の6%となる見



相談する市川さん(左)と大場さん(写真上、手前は杉江税理士)、ランドマーク税理士法人の清田代表税理士(同下)



ではどうすればいいか。地元の税理士会に相続税に詳しい人を紹介してもらおうのが有力な手段。これ以外

税理士、相続で走る

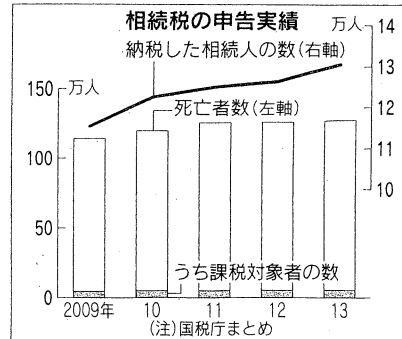
税務署で、区役所では「税理士会や司法書士会を紹介されただけだった」。見るに見かねた叔父の大場さんが助け舟を出した。向かった先は新宿総合会計事務所(東京都新宿区)。

込み。直近は約4%(約5万4000人)だから50%程度増え、約8万人になる計算だ。申告が必要な相続人は約13万人から20万人程度となる見通し。ほとんどが市川さんのような中流層

増税で需要拡大 専門の事務所も

に注目したいのは「相続税専門」を掲げる税理士法人や税理士事務所が最近、各地に登場していることだ。特徴は相続税の申告だけでなく、遺産分割協議書の作成支援や不動産の相続登記などの名義変更も、提携する司法書士らの力を借りながら効率的に処理できる体制を整えていることだ。

神奈川県を本拠に東京都にも進出するランドマーク税理士法人もその一つ。申告など相続発生後の業務だけでなく、相続が発生する前の「相続税がかかるか否か」の相談も10万円を受け



小規模宅地の評価減の特例とは?

【対象となるのは?】
被相続人が生前に住んでいた家の土地(面積の上限は330平方メートル)

【特例を受けられる相続人は?】

- ・被相続人の配偶者
- ・被相続人の子供で、かつ生前に同居し、相続後も住み続ける
- ・被相続人の子供で、かつ親の死亡前3年間に自分の持ち家に住んでいなかった

【節税効果】
自宅の土地 80%減
宅地の評価額

(注)実際にはさらに細かい要件がある

と話す。申告経験は所得税の医療費控除が主で、従来税金の申告とあまり縁がない。今回の増税はそうだった層に申告を求めると特微だが、当然税理士とも縁が薄い。頼れる税理士を探すにはどうすればいいか。

報酬は必ず確認しよう。相続税専門の税理士法人などでは、申告を20万円前後から手掛けるところが目立つ。これ以外に名義書き換えなどの報酬もあり、総額は50万円以上になることも。一見高いようだが、依頼者からは「遺産から支払える範囲なので相続に必要なコスト」(前出・市川さん)との声が目立つ。もっとも相続関連で争いが起きると税理士は処理できない。遺産分割協議でもめ、家庭裁判所で調停、審判となると、当事者の代理人になれるのは弁護士だけなので注意しよう。

(編集委員 後藤直久)